

防犯灯修繕事業（防犯灯柱の建替え・補修事業）の申請 説明文書

1. 工事を実施する前に

- (1) くらし人権課から工事を実施して良い旨の連絡をします
- (2) 施工業者から①見積書をもう一度徴収
- (3) 修繕工事を行う防犯灯を特定するため、手元にある②電気料金請求書内訳もしくは電気料金領収書（口座振替払用）のいずれかの写しを用意して、修繕工事を行う防犯灯を蛍光ペン等でマーク
- (4) ③工事実施前後の写真を施工業者に撮影依頼
- (5) ④完了報告書【別紙１】を施工業者に作成依頼

2. 工事が終了したら

- (1) 全ての工事代金を支払う
- (2) ③工事実施前後の写真と④完了報告書【別紙１】を施工業者から受領
- (3) ⑤領収書等（施工業者が発行したもの、もしくは振り込んだことが分かるもの）のコピーを準備

3. 申請方法

- (1) 支払いが完了したら、くらし人権課に補助金申請してください
- (2) ⑥補助金交付申請書兼実績報告書（日付は入れない）【別紙２】に記入
- (3) ⑦請求書（日付は入れない）【別紙３】を記入し、上記①～⑥と併せて、くらし人権課へ提出
- (4) 提出先：くらし人権課（本庁舎１階：多治見市日ノ出町２-15）

※補助金申請後３０日以内をめどに、補助金額確定通知書を送付し、請求書に記入いただいた口座に補助金をお支払いします。